

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月23日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年6月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年5月2日午後9時頃、奈良市中登美ヶ丘六丁目地内において発生した、道路の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 113,670円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月23日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年4月11日午前1時頃、奈良市西登美ヶ丘七丁目地内において発生した、本市の救急自動車相手方建築物の壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 108,000円